

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区梅田四丁目29番5号

氏名 株式会社田仲商店
代表取締役 田仲 貞一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 5月26日

許可の有効年月日 令和10年 5月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）

② 廃酸（pH2.0以下のもの。）

③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）

④ 感染性産業廃棄物

⑤ 特定有害産業廃棄物

ア. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

(以上5種類)

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）

② 廃酸（pH2.0以下のもの。）

③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）

(以上3種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区梅田四丁目29番5号 積替え保管面積：58.32㎡ 最大保管高さ0.8m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	ペール缶 20個	0.4 m ³
廃酸	ポリタンク 10個	0.2 m ³
廃アルカリ	ポリタンク 10個	0.2 m ³
	保管量合計	0.8 m ³

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として9時から16時までとすること。

(2) 積替え保管を行う特別管理産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成15年 5月 26日 新規許可

令和 5年 5月 26日 更新許可 第4回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



東京都

(裏面)

別表 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・一-トリクロロエタン	一・一-二トリクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシシン類
廃棄物名																											
燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銲さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

